



大館市公告第 2 5 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R4-69	大館市早口字深沢岱 34 番 5	51/15	山林	0.65	令和 25 年 3 月 31 日

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。